

みどり市小規模事業者感染症対策協力金交付要綱

令和2年5月20日

告示第91号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内において新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される状況下、その感染拡大防止措置を講じながら事業を営んでいる市内小規模事業者に対し、予算の範囲内で感染症対策協力金(以下「協力金」という。)を交付することに関し、みどり市補助金等に関する規則(平成18年みどり市規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 常時使用する従業員の数が5人以下の事業所(工場、店舗、作業所等を含む。以下「事業所」という。)を営営する事業者をいう。
- (2) 常時使用する従業員 労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条の規定に基づく事前に解雇の予告を必要とする者をいう。

(支給対象者)

第3条 支給対象者は、令和2年5月22日時点において、次の各号のいずれにも該当する市内小規模事業者とする。ただし、協力金の支給は、同一の申請者に対して一度限りとする。

- (1) 法人にあつては市内に主たる事業所を有する者、個人事業主にあつては市内に住所を有し、引き続き居住している者であること。
 - (2) 法人にあつては直近の事業年分の法人税の申告をしている者、個人事業主にあつては令和元年分の所得税又は令和2年度の住民税に関して営業等の事業所得の申告をしている者であること。ただし、農業を営む個人事業主については、青色申告した者に限る。
- 2 前項の場合において、市内での事業活動が1年未満の法人にあつては令和2年5月22日以前に法人設立届出書を税務署に受理されている者、開業から1年未満の個人事業主にあつては同日以前に開業届を税務署に受理されている者を支給対象とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は支給対象外とする。
- (1) 宗教上の組織又は団体である場合
 - (2) 政治団体である場合
 - (3) 事業所が支店又はチェーン店である場合
- (令2告示115・一部改正)

(支給要件)

第4条 市長は、次に掲げる全ての要件を満たす支給対象者に協力金を支給するものとする。

- (1) 事業所において感染拡大防止策を講じていること。
- (2) 協力金受給後も事業を継続する意欲があること。

- (3) 群馬県の感染症対策事業継続支援金の支給を受けないこと。
- (4) みどり市暴力団排除条例(平成 24 年みどり市条例第 12 号)に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する風俗営業に該当するもの及びこれに類する業種でないこと。
- (6) 市税(新型コロナウイルスに起因する理由で徴収が猶予されているものを除く。)を滞納していないこと。

(協力金の額)

第 5 条 この告示の規定により交付する協力金の額は、1 事業者につき 50,000 円とする。

(交付申請)

第 6 条 協力金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和 2 年 9 月 30 日までに、みどり市小規模事業者感染症対策協力金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業所で講じている新型コロナウイルス感染症拡大防止策が確認できる資料(複数の対策を講じている場合は、代表的なもの)
- (2) 第 3 条第 2 項に規定する市内での事業活動が 1 年未満の法人については法人設立届出書の写し、開業から 1 年未満の個人事業主については開業届の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(令 2 告示 115・一部改正)

(申請方法)

第 7 条 前条の申請については、感染拡大を防止するため、原則郵送での申請とし、申請期限の最終日までの消印が押印されているものを有効とする。

(協力金の交付決定及び確定)

第 8 条 市長は、第 6 条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、協力金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により協力金の交付を決定したときは、みどり市小規模事業者感染症対策協力金交付決定兼確定通知書(様式第 2 号)により交付すべき協力金の額を確定し、協力金を申請者に交付するものとする。

(協力金の返還)

第 9 条 市長は、偽りその他不正な手段により協力金を受けた者に対し、返還を求めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第 10 条 申請期限までに第 6 条の規定による申請が行われなかった場合には、支給対象者が協力金の受給を辞退したものとみなす。

2 申請書の不備による振込不能等、申請者の責めに帰すべき事由により支給ができなかった場合において、市が確認等に努めた上でなお補正等が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(書類の整備)

第 11 条 申請者は、当該協力金の交付に関する書類等を整備し、協力金の交付の日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

2 申請者は、市長から前項の書類等を求められたときは、これに応じなければならない。

(補則)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、協力金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 5 月 22 日から施行する。

附 則(令和 2 年 7 月 31 日告示第 115 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 2 年 7 月 31 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に改正前のみどり市小規模事業者感染症対策協力金交付要綱の規定によりされている申請その他の行為は、この告示の施行後は、改正後のみどり市小規模事業者感染症対策協力金交付要綱の相当規定によりされた申請その他の行為とみなす。

住 所
法人(個人)名
代表者氏名 様

みどり市長



みどり市小規模事業者感染症対策協力金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請及び請求のありました協力金について、次のとおり交付が決定及び確定いたしましたので通知します。

1 事業等の名称	みどり市小規模事業者感染症対策協力金
2 交付金額	50,000 円
3 備 考	